

サービス利用等計画の 作成について

～ 作成時のポイントと兄弟児のプラン作成について ～

R7. 3. 19 集団指導資料
障害福祉課 支援班より

はじめに

- 本日本話すること

1. プラン作成時のポイントについて

2. 令和7年度の変更点～兄弟児のプラン作成について



作成時のポイント

～再確認～

○記載内容の簡略化について

・単位、見取り図(アセスメント)の未記入可

※確定版に負担上限額は必要

○サービス等利用計画(2)(案)の備考欄の記載

※特例決裁になる内容の詳細

※標準期間外のモニタリング期間を希望する際の理由について記載

サービス等利用計画(2)の記載例

(番号:) サービス利用計画書(2) 別紙様式4

「計画相談のしおり」より抜粋

案の時の記載は忘れずに

支給量の確定に必要なため、1回あたりの時間や週・月の回数等、具体的に記す

単位の未記入NG。

未記入可

記載してほしい箇所です！

地域生活支援事業のサービスも記入してください

支給決定前で課税状況が不明な場合は、計画案の段階では、1割負担額を記載。自己負担額を確認後、記載を修正し、本人への説明も行う。

サービス利用計画(モニタリング)の有効期限 令和 年 月 日まで

必須項目！！

- ・計画作成予定月 H 年 月
- ・サービス利用開始予定月 H 年 月
- ・モニタリング期間 月ごと(ただし最初の 月までは毎月)
- ・支給量(例:身体介護 時間/月)

※いつから利用開始なのか分かるように記載
※特例支給の場合にはここの欄に理由を記載
※モニタリングの追加等も分かるように記載

利用者が署名・押印できない場合は、計画内容を説明し同意を得た上で代筆による記名押印は可。その場合は代筆であることがわかるように代筆者の記名が必要。

※週間ケア計画を

確定版の書面作成を省略する場合には、確定版の欄にも署名をもらう。障害福祉課に提出されるものは(案)が基本のため、確定版には署名はない。

本人または代理人の同意

日付 令和 年 月 日

署名 ☐本人 ☐代理人

日付 令和 年 月 日

署名 ☐本人 ☐代理人

サービス内容	サービス種別(事業者等)	単位	回数	合計
ヘルパーによる入浴介助 ※2人介助	居宅介護(身体介護) 〇〇ヘルパー事業所	例) 0.5H× 週3回	〇〇	〇〇
ヘルパーによる通院同行 ※院内介助あり	居宅介護(通院等介助) △介護	例) 1.0H× 往復× 月2回	〇〇	〇〇
日中活動の提供	就労継続支援B型 □□□	当該月~8日	〇〇	〇〇
本人の生活・サービスに関する計画を作成する。 困った時の相談窓口	計画相談 ☆計画相談支援事業所	1階	〇〇	〇〇
家族のレスパイトのために利用	日中一時支援 未定	15日	〇〇	〇〇

作成時のポイント(グループホーム)

- ・利用先の目途が立ってからプラン作成する。
→GHからの家賃額証明書の提出後、受給者証の発行となります。
- ・受給者証の送付先に変更がある場合には、書類送付先変更届を提出してください。
- ・本入居の際には、原則居宅介護、短期入所、日中一時等は廃止となる。
→終了届もしくは各サービス申請書に廃止の旨を記載し提出してください。
ただし、特例的に利用を希望する場合には事前にCWにご相談ください。

作成時のポイント(通所系)

- ・通所交通費の助成対象になる可能性があります。
- ・就労継続支援B型の申請時、利用要件を満たしていますか？
- ・暫定期間や利用期間に限度があるサービスについて確認しましたか？
- ・復職支援(リワーク)は特例支給になります。事前にCWにご相談ください。



兄弟児のプラン作成について

変更点～兄弟児のプラン作成について

- これまで

障害児の誕生月をサービスの終期としていたため兄弟で更新月が異なる。



- 更新のタイミングによって負担上限月額を判定する際に確認する税の年度が異なる。同一世帯にもかかわらず上限額が異なって設定される状況が発生。
- サービス終期、MP、M月が兄弟でばらばら。

- R7.5月切れ以降 【更新】

兄弟の中で誕生月が一番遅い児に更新月を合わせる。



- 負担上限月額が兄弟間で統一される。
- サービス終期、MP、M月が兄弟で同月になる。

変更点～兄弟児のプラン作成について

*** 相談支援専門員の方々にお願いしたいこと ***

すでに兄弟でオレンジ、紫のサービスを利用している方は、R7年5月更新以降、誕生月が兄弟の中で一番遅い児の更新に合わせて兄弟児の更新プランを併せて作成・ご提出お願いいたします。

【例1】 ※放デイ利用中の2人兄弟。弟の方が誕生日が遅いので更新月を弟の誕生日12月に合わせる。



兄：H25.7.10生まれ
(次回R7.7月MP)



弟：H29.12.20生まれ
(次回R7.12月MP)

- ①まず、R7.7月に通常通り兄のMPを実施する。兄の次回更新月はR7.12月となる。
- ②次に、R7.12月に兄と弟の2人分の更新プランを作成。次回更新月は2人ともR8.12月 (R8.6月M, R8.12月MP)となる。

【例2】 ※放デイ、短期入所を利用中の2人兄弟。弟の方が誕生月が遅いので更新月を弟の誕生月12月に合わせる。



兄：H25.11.10生まれ
(次回R7.11月MP)



弟：H29.12.20生まれ
(次回R7.12月MP)

①R7.11月の兄のMPに合わせて弟の更新を1か月前倒しで行う。兄弟の次回更新月はR8.12月となる。

※兄弟の更新月を合わせるため1～2か月のプランの前倒し作成は可能。

【例3】 ※放デイと児童発達支援利用中の2人兄弟。弟の誕生日が遅く、また兄が放デイ切り替えの年の場合。



兄：R1.6.5生まれ
(次回R7.6月MP)



弟：R3.12.20生まれ
(次回R7.12月MP)

- ①まず、R7.6月に通常通り兄のMPを実施する。この時兄の更新月はR7.12月となる。
- ②次に、R7.12月に兄と弟の2人分の更新プランを作成。兄の放デイ切り替えのため、次回更新月は2人ともR8.3月となる。さらに更新し更新月をR8.12月にそろえる。

【例4】 ※放デイと児童発達支援利用中の2人兄弟。兄の誕生日が遅く、また弟が放デイ切り替えの年の場合。



兄：H.25.12.10生まれ
(次回R7.12月MP)



弟：R1.6.5生まれ
(次回R7.6月MP)

①まず、R7.6月に通常通り弟のMPを実施する。この時弟は放デイ切り替えがあるため更新月はR8.3月となる。

②次に、R7.12月に兄の更新プランを作成、次回R8.3月MPとなり、そろえる。

【その他】

令和7年4月から『問診票』の活用が始まります。

障害支援区分を取得する際に記入していただく、医師意見書の記載内容を主治医により適切に伝えられるよう作成しました。

利用者さんからどうすればいいか相談がありましたら、記入して医師意見書を依頼した医療機関へと提出してもらおうようご助言ください。

<参考> ※実際はA3用紙の両面になります

【松戸市】 障害支援区分 医師意見書作成のための問診票 (医師意見書ではありませんので、ご留意ください。)	
この問診票は、障害支援区分認定に必要な「医師意見書」を作成する医師は、申請者ご本人の状況を知る、作成の参考としていただくためのものです。 申請者ご本人または家族、支援者など、普段の状況のわかる方が作成し、 医師意見書を依頼する医療機関に提出 してください。(市に提出するものではありません)	
申請者本人の氏名	記入日
申請者本人の氏名	生年月日
記入者	性別
記入者連絡先	
※申請者ご本人の状況(日常生活)を記入してください。	
1. 障害支援区分認定の申請	☐ はい ☐ いいえ
2. 医師、医師意見書を依頼した主治医以外に他の医療機関にかかっていますか?	☐ はい ☐ いいえ
3. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
4. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
5. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
6. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
7. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
8. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
9. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
10. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
11. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
12. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
13. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
14. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
15. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
16. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
17. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
18. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
19. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
20. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
21. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
22. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
23. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
24. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
25. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
26. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
27. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
28. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
29. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
30. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
31. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
32. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
33. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
34. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
35. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
36. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
37. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
38. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
39. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
40. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
41. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
42. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
43. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
44. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
45. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
46. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
47. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
48. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
49. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
50. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
51. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
52. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
53. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
54. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
55. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
56. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
57. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
58. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
59. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
60. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
61. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
62. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
63. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
64. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
65. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
66. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
67. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
68. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
69. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
70. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
71. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
72. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
73. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
74. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
75. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
76. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
77. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
78. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
79. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
80. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
81. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
82. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
83. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
84. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
85. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
86. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
87. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
88. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
89. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
90. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
91. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
92. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
93. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
94. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
95. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
96. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
97. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
98. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
99. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	
100. 医師意見書を依頼する医療機関に提出してください。	

ご不明な点などございましたら障害福祉課までお問合せ
ください。ご清聴ありがとうございました。